

第11号（令和元年8月23日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区港町1丁目1番地

目 次

頁

【規則】

- △ 横浜市上郷・森の家条例の施行期日を定める規則【市民局地域施設課】 3
- △ 横浜市上郷・森の家条例施行規則の一部を改正する規則【市民局地域施設課】 4
- △ **横浜市福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則【建築局建築企画課】** 7

【告示】

- △ 土地改良区の定款変更の認可【環境創造局農政推進課】 10
- △ 横浜市港湾施設条例第2条第2項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正【港湾局管財第一課】 11
- △ 横浜市港湾施設条例第30条第1項の規定に基づき貸し付ける港湾施設の告示の一部改正【港湾局管財第一課】 12
- △ 横浜市都市計画マスタープラン港南区プランの公表【港南区区政推進課】 13

【公告】

- △ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請【市民局市民活動支援課】 14
- △ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請【市民局市民活動支援課】 17
- △ 大規模小売店舗の新設の届出【経済局商業振興課】 18
- △ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】 20
- △ 同 【経済局商業振興課】 21
- △ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部解除【環境創造局水・土壤環境課】 23
- △ 横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壤環境課】 24
- △ 横浜農業振興地域整備計画の変更及び農用地利用計画変更案の縦覧【環境創造局農政推進課】 25
- △ 公園の一時利用停止【環境創造局公園緑地管理課】 26
- △ 排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】 27
- △ 排水設備指定工事店の指定の取消し【環境創造局管路保全課】 28
- △ 横浜国際港都建設計画道路の変更案の縦覧【建築局都市計画課】 29
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 30
- △ 同 【建築局調整区域課】 31
- △ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】 32
- △ 同 【建築局建築指導課】 33
- △ 同 【建築局建築指導課】 34
- △ 横浜国際港都建設事業二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区第1期地区土地区画整理事業の事業計画変更の決定【都市整備局二ツ橋北部土地区画整理事務所】 35

【区告示】

- △ 認可地縁団体の告示事項の変更【栄区地域振興課】 36
- △ 同 【栄区地域振興課】 37

△	同	【栄区地域振興課】	38
△	同	【栄区地域振興課】	39
△	同	【栄区地域振興課】	40
△	同	【栄区地域振興課】	41
△	同	【栄区地域振興課】	42
△	同	【栄区地域振興課】	43
△	同	【栄区地域振興課】	44
	【その他】		
△	公立大学法人横浜市立大学平成30事業年度財務諸表の公告【公立大学法人横浜市立大学】		45
	【正誤】		46

横浜市福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年8月23日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第19号

横浜市福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市福祉のまちづくり条例施行規則（平成10年1月横浜市規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の2の項(2)エ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表の3の項中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改め、同表の5の項(3)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表の9の項(1)カ中「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に改め、同項(2)ア中「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に、「車いす使用者が」を「車椅子使用者が」に改め、同表の10の項(2)イ及びウ(イ)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表の11の項(1)を削り、同項(2)中「(2)」を削り、「車いす使用者用客室」を「車椅子使用者用客室」に、「ア」を「(1)」に、「車いす使用者が」を「車椅子使用者が」に、「イ」を「(2)」に改め、同表の12の項(1)中「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に改める。

別表第1の3の1の項(1)イ中「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に改め、同項(1)ウ及び同表の2の項中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改める。

別表第3の1の項(4)中「車いす」を「車椅子」に改め、同項(5)ウ及び同表の2の項(3)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改める。

別表第4の1の項(4)及び2の項(2)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表の5の項中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改める。

別表第5の1の項(1)イ中「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に改め、同項(1)ウ中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改め、同表の2の項(2)ウ及びカ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表の3の項中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改め、同表の4の項(3)及び(4)並びに5の項(2)ウ及びオ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表の8の項(1)ア中「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に、「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改め、同項(1)オ及びコ並びに(2)並びに同表の9の項(1)オ(エ)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同

項(1)カ中「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に改め、同項(2)ア中「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に、「車いす使用者が」を「車椅子使用者が」に、「車いす使用者の」を「車椅子使用者の」に改め、同表の10の項(2)イ及びウ(イ)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表の11の項(1)中「1以上(客室の総数が100を超える場合は、2以上)」を「客室の総数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上」に、「車いす使用者用客室」を「車椅子使用者用客室」に改め、同項(2)中「車いす使用者用客室」を「車椅子使用者用客室」に、「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に、「車いす使用者が」を「車椅子使用者が」に改め、同表の12の項(1)中「車いす使用者用」を「車椅子使用者用」に改め、同表の13の項(2)中「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に改め、同表の14の項(1)オ並びに19の項(1)、(2)ア及び(3)ア中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改める。

別表第6の1の項(4)中「車いす」を「車椅子」に改め、同表の4の項(5)及び(6)並びに5の項(5)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改める。

別表第7の1の項(1)エ及び2の項(2)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表の5の項中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改め、同表の6の項(3)イ及び(4)ア並びに7の項(5)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改める。

別表第8の1の項(1)オ中「車いす」を「車椅子」に改め、同表の7の項(2)中「かご」を「籠」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項(3)から(6)までの規定中「かご」を「籠」に改め、同項(7)中「かご」を「籠」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項(8)、(10)及び(11)中「かご」を「籠」に改め、同表の8の項(2)イ中「車いす乗用ステップ付きエスカレーター」を「車椅子乗用ステップ付きエスカレーター」に改め、同表の10の項(1)オ、12の項(1)キ、13の項(4)オ並びに17の項(1)ア、(2)、(3)ア及び(4)ア中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改める。

別表第9の1の表備考17中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表備考20(4)中「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に改め、同表備考20(6)中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改める。

別表第10建築物の部配置図の項中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改め、同部各階平面図の項中「車いす使用者用客室」を「車椅子使用者用客室」に改め、同表公共交通機関の施設の部各階平面図の項中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改める。

別表第11の2の項中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改め、同表の8の項(1)中「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に改める。

附 則

(施 行 期 日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の2の11の項(1)を削る改正規定及び同項(2)の改正規定（「車いす使用者用客室」を「車椅子使用者用客室」に改める部分及び「車いす使用者が」を「車椅子使用者が」に改める部分を除く。）並びに別表第5の11の項(1)の改正規定（「1以上（客室の総数が100を超える場合は、2以上）」を「客室の総数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上」に改める部分に限る。）並びに次項及び附則第3項の規定は、令和元年9月1日から施行する。

(経 過 措 置)

- 2 この規則による改正後の横浜市福祉のまちづくり条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第1の2の11の項の規定は、前項ただし書に規定する日以後に着手する建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この項において同じ。）及び当該建築をした特別特定建築物の維持について適用し、同日前に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持については、なお従前の例による。
- 3 新規則別表第5の11の項(1)の規定は、第1項ただし書に規定する日以後に着手する建築（用途の変更をして指定施設にすることを含む。）又は大規模の修繕若しくは模様替（以下この項において「建築等」という。）及び当該建築等をした指定施設の維持保全について適用し、同日前に着手した建築等及び当該建築等をした指定施設の維持保全については、なお従前の例による。